（様式）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 新公会計制度アドバイザリー会議 |
| 日時 | 平成２8年８月２5日(木)　１４時５５分～１６時５０分 |
| 場所 | 府庁本館４階　会計検査室 |
| 出席者 | (特別顧問・特別参与)：小幡特別参与　武田特別参与会計指導課 会計管理者、課長、課長補佐１名、主査３名、主事１名 |
| 論点 | ・平成２７年度財務諸表について・その他 |
| 主な意見 | 資料１について・平成27年度から適用している過年度修正損益の行政収支の部から特別収支の部への計上区別の変更及び区分表示した旨を財務諸表の注記に加えてはどうか。・大阪府市大都市局に係る注記について、組織の廃止は平成27年度の事象のため、重要な後発事象の項目ではなく、その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項の項目に入れるべきではないか。資料３について・３ページ　Ⅱ．資産　４．固定資産の減損の状況で、帳簿価額全額を減損損失として計上した理由がわかるよう、大阪市への無償譲渡の情報を記載してはどうか。・６ページ　Ⅳ．収入と費用について「行政コスト計算書（各会計合算）の状況」に、平成27年度から適用している過年度修正損益の計上区別の変更及び区分表示した基準を、平成26年度分についても適用している旨の記載を検討していただきたい。 |
| 結論 | 資料１について・過年度修正損益の計上区別の変更及び区分表示した旨を財務諸表の注記に加える。・大阪府市大都市局に係る注記について、その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項の項目に入れる。資料３について・３ページ　Ⅱ．資産　４．固定資産の減損の状況に、無償譲渡の情報を記載する。・６ページ　Ⅳ．収入と費用について「行政コスト計算書（各会計合算）の状況」に、平成27年度から適用している過年度修正損益の計上区別の変更及び区分表示した基準を、平成26年度分についても適用している旨を記載する。 |
| 説明等資料 | ・議事次第・【資料１】平成２７年度財務諸表（各会計合算）・【資料２】平成２７年度大阪府新公会計制度財務諸表の概要・【資料３】平成２７年度大阪府新公会計制度財務諸表についてなお、これらの資料については、平成2８年８月２５日現在であり、会議での指摘等による修正があります。最終の財務諸表等については、下記の資料を確認ください。※最終の財務諸表についてはこちら（リンク）<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/newzaimusyohyou/index.html> |
| 関係部局（室課） |  |